

職 発 0 3 0 1 第 1 号

令 和 5 年 3 月 1 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の
一部を改正する政令等の公布について

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第44号。以下「改正政令」という。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第16号）が本日公布されたところである。

改正政令等は、障害者雇用率の引上げや除外率の引下げ等、所要の改正を行うものであり、雇用率については令和6年4月1日から、除外率については令和7年4月1日から施行するものである。その主たる内容は下記のとおりであるので、趣旨を十分理解の上、その施行に万全を期せられたく、通知する。

また、その施行に当たっては、都道府県の労働関係部局のみならず、福祉関係部局との連携にも留意されたい。

記

1 改正政令のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令改正関係

(1) 障害者雇用率等

- ① 障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあつては3.0%に、都道府県等の教育委員会にあつては2.9%に、一般事業主にあつては2.7%に、独立行政法人を含む一定の特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「令」という。）別表第二に掲げる法人をいう。以下同じ。）にあつては3.0%に改めるものとする。こと。（令第2条、第9条及び第10条の2第2項関係：令和6年4月1日施行）
- ② 単位調整額を、2万9千円に改めるものとする。こと。（令第15条関係：令和5年4月1日施行）
- ③ 基準雇用率を、2.7%に改めるものとする。こと。（令第18条関係：令和6年4月

1 日施行)

- ④ 除外率設定機関に係る除外率について、一律 10 ポイントの引下げを行うものとする。 (令別表第 4 関係：令和 7 年 4 月 1 日施行)

(2) 経過措置

令和 8 年 6 月 30 日までは、障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあつては 2.8%に、都道府県等の教育委員会にあつては 2.7%に、一般事業主にあつては 2.5%に、一定の特殊法人にあつては 2.8%にするとともに、基準雇用率を 2.5%にすること。(改正政令附則第 3 条第 1 項関係)

2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則改正関係

(1) 障害者雇用率等

- ① 雇用率の引上げに伴う障害者の雇用状況の報告義務の対象となる事業主の範囲の見直し

障害者の雇用状況の報告義務の対象となる一般事業主の範囲を、その雇用する労働者の数が常時 43.5 人以上から 37.5 人以上 (一定の特殊法人にあつては 38.5 人以上から 33.5 人以上) である事業主に改めるものとする。 (障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 (昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「則」という。))
第 7 条関係：令和 6 年 4 月 1 日施行)

- ② 除外率設定業種に係る除外率の引下げ

除外率設定業種に設定されている除外率について、一律 10 ポイントの引下げを行うものとする。 (則別表第 4 関係：令和 7 年 4 月 1 日施行)

(2) 経過措置

障害者の雇用状況の報告義務の対象となる一般事業主の範囲を、令和 8 年 6 月 30 日までは、40 人以上 (一定の特殊法人にあつては 36 人) である事業主とすること。(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第 2 条関係)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年三月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十四号

令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令
内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十八条第一項、同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三條第二項及び第六項並びに同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十條第二項及び第五十四條第三項並びに身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）附則第一条の二の規定により読み替えて適用される同法第十條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の二・六」を「百分の三」に改め、同条ただし書中「百分の二・五」を「百分の二・九」に改める。

第九条中「百分の二・三」を「百分の二・七」に改める。

第十条の二第二項中「百分の二・六」を「百分の三」に改める。

第十五条中「二万七千円」を「二万九千円」に改める。

第十八条中「百分の二・三」を「百分の二・七」に改める。

附則第二項中「百分の二・五」を「百分の三・五」に改める。

附則第八項中「百分の十」を「百分の五」に改める。

別表第四の百分の九十五以上の項中「百分の七十五」を「百分の六十五」に改め、同表の百分の九十以上の百分の九十五未満の項中「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同表の百分の八十五以上の百分の九十未満の項中「百分の六十」を「百分の五十」に改め、同表の百分の七十五以上の百分の八十五未満の項中「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同表の百分の六十以上の百分の七十五未満の項中「百分の四十」を「百分の三十」に改め、同表の百分の六十未満の項中「百分の三十五」を「百分の二十五」に改め、同表の百分の五十以上の百分の六十未満の項中「百分の三十五」を「百分の二十五」に改め、同表の百分の四十以上の百分の五十未満の項中「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同表の百分の四十未満の項中「百分の二十」を「百分の十」に改め、同表の百分の三十五以上の百分の四十未満の項中「百分の十五」を「百分の十」に改め、同表の百分の三十五未満の項及び百分の二十五以上の百分の三十未満の項を削る。

（身体障害者補助犬法施行令の一部改正）

第二条 身体障害者補助犬法施行令（平成十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四十三・五人」を「三十七・五人」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第十五条の改正規定及び次条の規定
令和五年四月一日
二 第一条中障害者の雇用の促進等に関する法律施行令附則第二項及び第八項並びに別表第四の改正規定
令和七年四月一日

（経過措置）

第二条 第一条の規定（前条第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第十五条の規定は、令和五年度以後の年度分として支給する障害者雇用調整金の額の算定について適用し、令和四年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額の算定については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定（附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下この条において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九條、第十條の二第二項及び第十八條の規定の適用については、令和八年六月三十日までの間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、同条ただし書中「百分の二・九」とあるのは「百分の二・七」と、新障害者雇用促進法施行令第九條中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十條の二第二項中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、新障害者雇用促進法施行令第十八條中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」とする。

2 新障害者雇用促進法施行令第十八條の規定（前項の規定により読み替えて適用される場合を除く。）は、令和八年度以後の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四條第一項の規定により令和六年四月から令和八年六月までの各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乘じる基準雇用率について、それぞれ適用し、令和五年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定については、なお従前の例による。

第四条 第二条の規定による改正後の身体障害者補助犬法施行令第二条の規定の適用については、令和八年六月三十日までの間、同条中「三十七・五人」とあるのは、「四十人」とする。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄

○厚生労働省令第十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十三条第七項及び同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月一日

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>（法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数）</p> <p>第七条 法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数は、<u>三十七・五人</u>（令別表第二に掲げる法人にあつては、<u>三十三・五人</u>）とする。</p>
改 正 前	<p>（法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数）</p> <p>第七条 法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数は、<u>四十三・五人</u>（令別表第二に掲げる法人にあつては、<u>三十八・五人</u>）とする。</p>

別表第四（附則第一条の三関係）

除外率設定業種	除外率
(削る)	(削る)
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	百分の五
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む。）	百分の十
港湾運送業 警備業	百分の十五
鉄道業 医療業 高等教育機関 介護老人保健施設 介護医療院	百分の二十
林業（狩猟業を除く。）	百分の二十五
金属鉱業 児童福祉事業	百分の三十
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	百分の三十五
石炭・亜炭鉱業	百分の四十
道路旅客運送業 小学校	百分の四十五
幼稚園 幼保連携型認定こども園	百分の五十
船員等による船舶運航等の事業	百分の七十
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち介護医療院、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）、及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。	

別表第四（附則第一条の三関係）

除外率設定業種	除外率
(削る)	(削る)
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。） 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業	百分の五
国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。） 採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） その他の鉱業 水運業	百分の十
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	百分の十五
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む。）	百分の二十
港湾運送業	百分の二十五
鉄道業 医療業 高等教育機関	百分の三十
林業（狩猟業を除く。）	百分の三十五
金属鉱業 児童福祉事業	百分の四十
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	百分の四十五
石炭・亜炭鉱業	百分の五十
道路旅客運送業 小学校	百分の五十五
幼稚園 幼保連携型認定こども園	百分の六十
船員等による船舶運航等の事業	百分の八十
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）、及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第七条の規定の適用については、令和八年六月三十日までの間、同条中「三十七・五人」とあるのは「四十人」と、「三十三・五人」とあるのは「三十六人」とする。

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。**（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。